

令和4年度全九州高等学校体育大会ボート競技における新型コロナウイルス 感染防止ガイドライン

1 競技会に出場できない者（大会に参加できない者）は、以下のとおりとする

- (1) 陽性（みなし陽性を含む）と認定され、療養期間中の者。
- (2) 濃厚接触者に認定され、自宅待機中の者。
- (3) 学校長から要待機者と特定され、行動制限・自宅待機を指示された期間中の者。
- (4) 学校・学年・学級・部活動等、集団単位の出席停止措置を指示された期間中の者。
- (5) 監督会議時、及びそれ以降に、発熱やのどの痛み等の症状がある体調不良者。

※1 上記（1）～（5）については、参加校の責任において判断する。

※2 当該生徒以外の選手については、参加校の責任において出場可否の判断とする。

2 感染防止に関すること

- (1) 会場に掲示等で示されている感染防止のための遵守すべき事項に従うこと。
- (2) 会場（移動時含む）では各自マスクを着用すること。（運動時を除く。）
- (3) 石鹸を使用しこまめな手洗いを行うこと。会場に設置されているアルコール消毒液等による手指消毒も行うこと。
- (4) マイタオルを持参し、タオルの共用はしないこと。
- (5) 水分補給に関してはチーム共用を避け、個人のものを使用すること。
- (6) 感染を防ぐために、素手での「握手」「ハイタッチ」「肩を組む」など競技以外の身体接触を控え、近距離での会話や発声は極力避けること。応援も間隔を空けること。
- (7) 特に人が多く集まる場所は密（他の参加者と距離を空けるなど）にならないよう注意すること。
- (8) 各自のゴミは（特に唾液等が付いたものはビニール等にいれて）各自で持ち帰ること。

3 大会期間中に関係者の感染等が判明した場合

- (1) 該当競技関係者（選手、監督、役員等）は、保健福祉事務所の聞き取り調査等に協力し、指示に従うとともに、感染拡大防止に努めること。
- (2) 該当競技の継続（中止）の判断は、保健福祉事務所からの助言により判断する。継続可能な場合は、その後の試合の組合せ等について佐賀県高体連ボート専門部で決定する。

4 観客立ち入り禁止エリアを以下のとおりとする

- (1) 松浦川コース内の河川敷（艇置場、スタート、ゴール付近）
- (2) 役員・選手控テント

(3) ボートハウス内（関係者以外立ち入り禁止）

※観客は観客立ち入り禁止エリア以外（河川敷に沿う道路等）からの観戦のみとする。

5 観客立ち入り禁止エリアへの入場を認められる者

(1) 競技専門部・審判員などの役員及び補助員、参加校の部顧問（外部指導者含む）、選手を含む部員、引率者、来賓など。

(2) 佐賀県高体連ボート専門部から入場を許可された者（報道関係、参加校の写真部員など）

※入場を認められた者は、2の感染症対策項目について遵守すること。

6 観客立ち入り禁止エリアへの入場条件

以下の事項に該当する者は会場への入場を認められない。

(1) 体調チェック表（様式1）を引率監督に提出していない者。

(2) 体調チェック表（様式1）で、いずれかの項目に×がついている者。

(3) 政府の定めた入国後の自宅待機期間に該当する者。

7 その他

(1) 食事や更衣時、休憩時、移動時など、あらゆる場面で感染防止に努めること。

(2) 気温・湿度が高くなる時期であることを踏まえ、熱中症対策も十分に講じること。

(3) その他、詳細について主催者で定められたことに従うこと。